

和地ひとみレポート No.333

7年ぶりに修正される『東大和市地域防災計画』

近年の災害を踏まえ、より具体的な内容に

■東大和市地域防災計画（素案）

…東大和市は、大きな災害が発生した際の対応について「東大和市地域防災計画」（以下、地域防災計画とする）を策定しています。現在の地域防災計画は平成25年4月に策定されたものですが、市は来年4月に新たに修正を加えた地域防災計画を策定するため、このたび、その素案を作成しました。

…この地域防災計画の素案は今後、市のホームページや市役所などの公共施設で公表され、その内容に対する市民の意見を求めるパブリックコメントも実施する予定です。

■修正の理由は

…現行の地域防災計画が策定されてから今までの間、日本各地では大きな災害が多数発生しています。その多くは地震だけではなく『今までは考えられなかった』豪雨や強風などの天候の変化などが原因のものです。また、東大和市においても、この間、様々な防災対策の変化があることを考えると、今回の修正はまさに“やるべき”対応だと言えます。

…今回の地域防災計画の修正方針について市は、下記のとおり示しています。

【修正方針】

◆近年、熊本地震、大阪北部地震、北海道胆振東部地震の教訓を踏まえた地震対策の充実が求められているほか、豪雨災害の発生を背景に水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）の改正等が行われ、平成31年3月には、本市において東京都による土砂災害警戒区域等が指定された。また、東京都は令和元年7月に東京都地域防災計画震災編を修正した。

◆近年の地域防災を取り巻く情勢の変化や最新動向を踏まえるとともに、より実践的に「使える」計画としての構成に再編するため、東大和市地域防災計画の修正を行う。

■構成もより実効性のある形に修正

…今回の修正では、東大和市の現状や対策の進捗や、防災対策の考え方や手法などをアップデートすることはもちろんですが、一番大きな修正と言えるのが、地域防災計画の構成や体系などを局面（フェーズ）ごとに流れに沿って確認できるよう再編されています。

【現行の地域防災計画】

震災編：「災害予防計画」「災害応急対策計画」といった局面（フェーズ）ごとに 施策を列挙

⇒同一の施策でも、予防的な部分と応急・復旧の部分は、それぞれ別計画（局面）として分かれて記載

風水害編：「記載のない事項は震災編を準用」する考え方で、記載事項が絞られた構成
⇒記載がないことを確認してはじめて、震災編を準用することを確認できる構成



【修正した地域防災計画】

震災編：災害時において、本市の応急対策活動等に対応する東京都の動きを迅速に確認できるよう、東京都地域防災計画の構成と整合

⇒実際に施策を展開する主体の視点から、予防・応急・復旧の一連の流れを記載

風水害編：災害時において、本市の応急対策活動等を迅速に確認できるよう記載

⇒震災編を準用する施策を含めて明示

■各体系の主な変更は

…今回の修正では、東京都の防災計画との整合性を整える＝よりスムーズに連携を取るためへの対応が多く含まれているほか、中には章の数が大幅に増えたものもあり、各体系の内容もより具体化されています。各体系の主な修正ポイントは以下の通りです。

【震災対策】

現行計画は、「第2部：災害予防計画」「第3部：災害応急対策計画」といった局面（フェーズ）ごとに体系化された構成となっている。今回の修正では、災害時において、本市の応急対策活動等に対応する東京都の動きを迅速に確認できるよう、東京都地域防災計画の構成との整合を図る。具体的には、施策ごとの具体的計画として構成を再編し、各施策の中で「予防」「応急」「復旧」の局面ごとに対策を記載しながら、必要に応じた内容の充実を図る。

【東海地震事前対策】

東海地震事前対策の構成は、基本的に現行計画を踏襲する（文言等の表現は東京都の計画と整合させる）。

【風水害対策】

現行計画の策定後である平成26年に、東京都地域防災計画風水害編が修正されているため、同計画との整合を図る。また、現行計画では、「記載のない事項は震災編を準用」する考え方で、5つの章に絞られた構成となっているが、今回の修正では、準用する内容を明確化するため、17の章による構成とする。

【大規模事故応急対策】

多様な災害への備えの充実を図るため、「第6部大規模事故応急対策計画」に「放射性物質対策」※「火山噴火灰対策」を追加する。

※現行計画の「第5章消防・危険物対策」では、放射性物質対策についての記載があり、今回「大規模事故応急対策」として内容を再編・充実

（裏面に続く）

■主体名も追加・新たに市長の責任も

…また今回の修正では、それぞれの対策が明記されているだけではなく、その対策を“誰が”主体となって行うかを明記。例えば、『一般ボランティアの活動支援と災害ボランティアセンターの体制整備』の項目では、実施すべき対策について都がやるべきことなど一定の役割分担は明記されているものの、一目瞭然で把握できる内容ではなかったのですが、今回の修正では表で「実施主体」と「対策」が書かれているため、より分かりやすい内容となっています。

…また、地域防災計画には『基本的責務』という項目があり、「市民」、「事業者」の責務は現行のものにも明記されていますが、今回の修正では新たに「市長の責務」も追加されていました。

◆修正された地域防災計画でのそれぞれの責務

【市長の責務】

- ①市長は、震災対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命・身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- ②市長は、都における震災対策事業に関する計画(以下「震災対策事業計画」という。)及び帰宅困難者対策に関する実施計画について、その推進に努めるものとする。
- ③市長は、震災時における避難及び救出並びに救助を円滑に行うために必要な体制の確立と資器材の整備に努めなければならない。

【市民の責務】

- ①市民は、震災時の被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
- ②市民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講じるよう努めなければならない。
 - ・建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
 - ・家具類の転倒・落下・移動の防止
 - ・出火の防止
 - ・初期消火に必要な用具の準備
 - ・飲料水及び食糧の確保
 - ・避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認
 - ・家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保
- ③市民は、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び市その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。
- ④市民は、市その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的な震災対策活動への参加、過去の震災から得られた教訓の伝承その他の取組により震災対策に寄与するよう努めなければならない。

【事業者の責務】

- ①事業者は、市その他の行政機関が実施する震災対策事業及び前項の市民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止、震災後の市民生活の再建及び安定並びに市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- ②事業者は、その事業活動に関して震災時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民(以下「周辺住民」という)並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。
- ③事業者は、東京都帰宅困難者対策条例に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業者を事業所内に待機させる等、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業者の3日分の飲料水及び食糧等を備蓄するよう努めなければならない。
- ④事業者は、あらかじめ、従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。
- ⑤事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。
- ⑥事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、市及び都が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画を作成しなければならない。

■より実効性のあるものにするために

…来年の4月から新たに修正された内容になる東大和市地域防災計画。今後、パブリックコメントなどで寄せられた市民の意見も参考に最終的な内容は確定しますが、素案の段階のものを見ても、現行のものより内容も濃く、イメージしやすい内容となっています。…また、災害時に様々な協力をしてくれる機関について、現行の地域防災計画では「協力機関」という括りで書かれていましたが、修正後は「協力機関」と「防災協定締結機関」(平成31年4月1日現在)とに分別して明記されています。現行の地域防災計画では「協力機関」は29件ですが、修正後は「協力機関」10件、「防災協定締結機関」74件と増えており、東大和市の災害時対策が進んでいることもわかります。…修正後の地域防災計画は約400ページもあるもので、すべてを関係者(上記、協力機関や市民も含む)に読んでもらうことは難しいとは思いますが、この計画の実行性を高めるためにも、大まかでもイメージを関係者に持ってもらえるように周知すべきだと思います。市には機会を捉えて周知してもらい、新たに修正した地域防災計画が十分機能する素地を作ってほしいと思います。

市政、議会について「自然体」「ざっくばらん」にレポート。駅前配布するレポートは毎回、最新号です。

【プロフィール】「私たちの身近にある市政、市議会。伝えることがスタートだと思えます。」

1970年 東京都北区生まれ。父の転勤で1歳から群馬県で育つ。幼稚園からカギっ子。リーダーシップを発揮し、小学校で児童会長、中学校でも生徒会長を務める。大好きな音楽を究めようと武蔵野音楽大学に進学、卒業。卒業後は群馬の山あいの小学校で臨時教諭として担任を2年勤め、新しい試みで授業を活性化させ「元気印の先生」として保護者・生徒から親しまれた。学校外の一般社会で挑戦しようとベンチャー企業の(株)シートゥーネットワーク(※スーパーマーケットを経営。店頭公開から一部上場、外資系企業に転換)に社長秘書として入社。のち店舗現場に異動、同社で初の女性店長となる。月刊誌『日経WOMAN』のベンチャー企業で活躍する女性特集で取り上げられる。その後、人材開発部長を拝命。『人を活かす』経営を学ぶため一念発起しカナダに留学。外から見た日本の将来に、漠然とした不安を感じる。帰国後は、不動産投資会社にて企画業務、税理士対応、広報、社員研修、組織活性化などに従事。2011年4月、初当選。現在3期目。顔の見える議員として、日々奮闘中。



東大和市 市議会議員
和地 ひとみ

■ 連絡先 和地 ひとみ事務所 HP : <http://www.wachi1103.jp>
✉ wachi_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp 【電話・FAX】 042-516-8546
〒207-0005 東大和市長高木3-274-2-102